

労災保険給付の受給者の皆様へ

労災保険給付等の支払通知の方法が変わります

休業（補償）給付を始めとする保険給付等の支給に当たっては、これまで受給者の皆様に、管轄の労働基準監督署（一部の保険給付等は都道府県労働局）からはがき（又は書面）により「支給決定通知」を、厚生労働本省からはがきにより「支払振込通知」をそれぞれ送付していましたが、受給者の皆様への各通知のご確認を容易にするため、平成24年4月以降、一部の支給を除き（※1）、「支給決定通知」と「支払振込通知」が一体となったはがき（※2）を厚生労働本省から一括して送付することを予定しています。

「支給決定通知」とは・・・労災保険から支給できるかどうか、また支給できる場合は、その額をお知らせするものです。

「支払振込通知」とは・・・保険給付等の口座振込の手続を行ったことをお知らせするものです。

（※1）以下の支給については対象とはなりません。

- 「支給決定通知」と「支払振込通知」のあて先が別々となる給付（受任者払いなど）
- 「支給決定通知」において労働基準監督署又は都道府県労働局から特にお伝えする事項がある給付（一部不支給など）
- 銀行振込ではない支給（当地払い、送金払いなど）

（※2）新しい通知書はがきのレイアウト（見本）については次頁をご覧ください。

以上につきまして、皆様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

厚生労働省 労働基準局 労災補償部 労災保険業務課

